令和８年（フ）第１７６号
福島市北中央三丁目13番地の１県住３－205号室
債務者　佐藤あかり
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１９１号
福島市渡利字川岸町８番地２号
債務者　大槻　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４５号
福島県いわき市平豊間字兎渡路370番地の６ＭＪとよま101
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２０２号
福島県いわき市平中山字宮下68番地の４　ハイツハピネ201、従前の住所福島県いわき市平鎌田字石名坂115番地　クランベルⅡＢ201
債務者　鈴木　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２１０号
福島県いわき市好間町上好間字中道４番地の３
債務者　長澤　加奈
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第３６２号
茨城県水戸市見川２丁目201番地の１　グランドメゾン高貫４号
債務者　中嶋　憲一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１４７号
茨城県龍ケ崎市6052番地８
債務者　坂井　　光
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2321番地80
債務者　米岡　幸枝（旧姓水田・荒木）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６２０号
栃木県那須郡那珂川町小川732番地
債務者　薄井美恵子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６４７号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目10番７号　三博マンションＡ棟504
債務者　布施　光代
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５１号
栃木県下野市石橋165番地９、前住所栃木県宇都宮市西原町600番地20　サニーコート203
債務者　塚島奈穂実
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９３号
栃木県鹿沼市万町5002番地８　アニメートヴィラＤ－101
債務者　岩田　実津子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９９号
栃木県小山市大字東野田1292番地
債務者　上野　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１６７号
千葉県佐倉市生谷1566番地308
債務者　中村　　明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２８５号
千葉県白井市堀込１丁目７番18棟301号
債務者　光永由記子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２９９号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台５丁目10番11号
債務者　野口　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第６１７号
川崎市多摩区西生田３丁目10番８号　ヴェルヴェーヌ　201
債務者　石川　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係